

## 第10節 市有施設等

### (1) 施設・イベント等

(本市の対応方針など感染状況に応じた対応)

(a) 緊急事態宣言解除後（令和2年5月27日～7月9日）

緊急事態宣言が令和2年5月25日に解除されたことに伴い、6月以降は、市有施設の利用については、

- ・ 屋内は100人以下、かつ収容人員の半分以下、
- ・ 屋外は200人以下、かつ人と人との距離（できるだけ2m）を十分に確保

という基準に合致した利用に限って再開し、6月19日からは、この制限を1,000人以下、かつ収容人員の半分以下に緩和した。

市の対応方針が示された以降も、方針の対象期間以後の対応については、その後の感染状況を踏まえて判断せざるを得ないため、利用者の問合せ等に対して対応に苦慮する場面があった。

(b) イベント開催制限緩和後①（令和2年7月10日～9月18日）

7月8日には、国からイベント開催制限について緩和する考え方が示され、7月10日以降は市有施設や市主催イベントの開催については、

- ・ 人数上限の目安として、5,000人以下
- ・ 収容率の目安として、収容定員の50%以内

という基準に緩和した。主催者に対しては、国及び県の方針に基づき、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、兵庫県に事前に相談するように促すこととした。

また、8月以降は、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録及び市民へのQRコード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録の呼びかけを行った。

(c) イベント開催制限緩和後②（令和2年9月19日～令和3年1月13日）

9月11日には、国のイベント開催制限の考え方が見直され、9月19日以降は市有施設や市主催イベントの開催については、

- ・ 人数上限の目安として、  
収容人数10,000人超の場合、収容人数の50%  
収容人数10,000人以下の場合、5,000人
- ・ 収容率の目安として、  
大声での歓声・声援等がない前提の場合、収容定員の100%以内  
大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

とすることを新たな基準とした。

(d) 緊急事態宣言発令後（令和3年1月14日～2月28日）

年明け前後から感染者数は増加し、緊急事態宣言発令関連の報道が増えたことで、

利用者からは、キャンセル料の取扱いに関する問い合わせが急増した。

本市を含む兵庫県においては、再び緊急事態宣言が発令され、令和3年1月14日より2月28日までの間、市有施設については、

- ・ 屋内、屋外ともに人数上限は5,000人、かつ
- ・ 屋内にあっては収容率50%以下、
- ・ 屋外にあっては人と人との距離の十分な確保（できるだけ2m）

を基準とするとともに、利用時間を20時までとし、20時以降の時間帯を含む新規の予約受付を中止し、既に予約があった場合は、利用者に20時以降の利用自粛を要請するとともに、キャンセル料は不要とし、利用者がすでに払った料金は返金を行った。

1月の緊急事態宣言発令については、完全な閉館ではなく利用制限を行ったこと、既予約分については20時以降も利用できたこと、キャンセル料は不要だったことなどもあり、利用者への影響は小さかった。

また、今回の緊急事態宣言は、当初2月7日までの期間で発令されたが、その後、3月7日まで延長され、最終的には2月28日に解除されたが、各施設が状況に合わせて適切に対応した。

(e) 緊急事態宣言解除後（令和3年3月1日～4月4日）

2月28日には緊急事態宣言が解除され、3月1日から3月7日までの間、市有施設については、利用時間を21時までとした（人数上限及び収容率上限は継続）。

さらに、県の対処方針を踏まえ、3月8日から4月4日までの間、市有施設については、次の条件を満たすほか、国の事務連絡を踏まえた対応を行った。

- ・ 人数上限の目安  
収容人数10,000人超の場合、収容人数の50%（最大10,000人）  
収容人数10,000人以下の場合、5,000人
- ・ 収容率の目安  
大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の100%以内  
大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

(f) まん延防止等重点措置実施区域指定後（令和3年4月5日～4月24日）

兵庫県がまん延防止等重点措置の実施区域に指定され、本市が対象地域として対策が強化された。4月5日から4月24日までの間、市有施設については、利用時間を20時までとするとともに、次の条件を満たすほか、国の事務連絡を踏まえた対応を行った。

- ・ 人数上限の目安  
5,000人
- ・ 収容率の目安  
大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の100%以内  
大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

(g) 緊急事態宣言発令後①（令和3年4月25日～5月11日）

本市を含む兵庫県においては、再び緊急事態宣言が発令され、4月25日から5月11日までの間、市有施設については、次のとおりの対応とした。

- ・ 博物館、集客施設、屋内の運動施設（※）等について休館した。ただし、神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、文化センター等については、無観客での開催・運営及び主催者のみの利用や社会生活の維持に必要な催物の利用は可とし、また、屋外の運動施設についても同様の対応とした。
  - ・ 図書館については、入場整理のうえ、開館時間を20時までとした。
  - ・ 都市公園のうち王子動物園、有料公園等は閉鎖した。開園する都市公園では、飲酒を禁止した。また、しあわせの村温泉健康センター、風見鶏の館、六甲山牧場、農業公園等についても閉鎖した。
  - ・ その他市有施設についても、国の事務連絡を踏まえ、休館・閉鎖又は主催者のみの利用や社会生活の維持に必要な催物の利用に限った。
- ※ 中体連・高体連等の公式戦については、感染防止対策を徹底したうえで、無観客での利用は可とした。

(h) 緊急事態宣言発令後②（5月12日～5月31日）

緊急事態宣言延長を踏まえ、5月12日から5月31日までの間、市有施設については、19時までの開館とし、兵庫県の対処方針に沿って対応した。なお、一部の市有施設については、次のとおりの対応とした。

- ・ 文化センター及び屋内の運動施設等は開館時間を17時までとした。
- ・ 博物館等は17時30分までとした。
- ・ 自然の家等の野外活動施設は引き続き休園とした。
- ・ 都市公園等については、有料公園は開園するが、王子動物園及び一部施設の閉鎖は継続するとともに、園内での飲酒や大人数での食事は禁止した。
- ・ 図書館については、入場整理のうえ、引き続き開館時間を20時までとした。
- ・ 神戸文化ホール、神戸国際会議場及び神戸国際展示場等のイベント関連施設については開館時間を21時までとし、入場整理や感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど必要な措置を講じた上で開館した。

(i) 緊急事態宣言発令後③（令和3年6月1日～6月20日）

緊急事態宣言再延長を踏まえ、6月1日から6月20日までの間、市有施設については、20時までの開館とし、兵庫県の対処方針に沿って対応した。なお、一部の市有施設については、次のとおりの対応とした。

- ・ 自然の家等の野外活動施設、王子動物園及び都市公園の一部施設は引き続き休園、閉鎖とした。
- ・ 都市公園等については、園内での飲酒や大人数での食事は禁止した。
- ・ 神戸文化ホール、神戸国際会議場及び神戸国際展示場等のイベント関連施設については開館時間を21時までとし、入場整理や感染拡大予防のための業種別ガ

イドライン等に則した感染防止策を徹底するなど必要な措置を講じた上で開館した。

なお、夜間の利用時間の制限により、利用できなくなった時間に相当する使用料の返還または、利用時間に相当する額の利用料金の徴収を行った。

(j) まん延防止等重点措置実施区域指定後（令和3年6月21日～7月11日）

緊急事態宣言措置を実施すべき区域から除外され、兵庫県においては、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に移行し、本市が対象地域とされたことを踏まえ、6月21日から7月11日までの間、神戸文化ホール、神戸国際会議場及び神戸国際展示場等のイベント関連施設については21時までの開館とし、その他市有施設は20時までとした。また、自然の家等の野外活動施設は再開とした。さらに、都市公園等については、園内での飲酒は禁止とした（飲食店内を除く）。

なお、次の条件を満たすほか、兵庫県の対処方針に沿って対応した。

- ・ 人数上限の目安

5,000人

- ・ 収容率の目安

大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の100%以内

大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

(k) まん延防止等重点措置実施区域指定解除後（令和3年7月12日～8月1日）

まん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外され、7月12日から8月1日までの間、多数利用の市有施設については20時30分までの開館とした。ただしイベント開催にあたっては21時までとした。また、都市公園等については、園内での飲酒は禁止とした（飲食店内を除く）。なお、次の条件を満たすほか兵庫県の方針に沿って対応した。

- ・ 人数上限の目安

5,000人以下、又は収容定員の50%以内（ $\leq 10,000$ 人）のいずれか大きい方

- ・ 収容率の目安

大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の100%以内

大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

(l) まん延防止等重点措置実施区域指定後（令和3年8月2日～8月19日）

まん延防止等重点措置を実施すべき区域に再度指定され、8月2日から8月19日までの間、多数利用の市有施設については20時までの開館とした。ただし、イベント開催にあたっては、21時までとした。また、都市公園等については、園内での飲酒は禁止した。なお、次の条件を満たすほか兵庫県の方針に沿って対応した。

- ・ 人数上限の目安

5,000人

- ・ 収容率の目安

大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の100%以内

大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

(m) 緊急事態宣言発令後（令和3年8月20日～9月30日）

本市を含む兵庫県においては、再び緊急事態宣言が発令され、8月20日から9月30日までの間、多数利用の市有施設については、20時までの開館とした。ただし、イベント開催にあたっては、21時までとした。また、都市公園等については、園内での飲酒は禁止した。なお、次の条件を満たすほか、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の兵庫県・国の方針に基づき対応した。

- ・ 人数上限の目安  
5,000人
- ・ 収容率の目安  
収容定員の50%以内

### (施設再開後の各施設における対応)

- ・ 各施設においては、消毒、検温に係る備品やアクリル板を配備するほか、三密を回避するため換気や対人距離の確保、利用時間・滞在時間の設定や人数制限、利用者への感染防止対策の周知等、施設の状況に応じて必要な措置を講じている。
- ・ 特に、令和2年3月の緊急事態宣言発令解除後における施設再開後の対応として、以下の施設については個別に対応を行った。

(図書館)

入館時に検温、手指消毒を実施。館内放送や掲示物による来館者への感染防止対策の啓発。閲覧室の座席数を半分以下に削減し、窓を開けるなど館内の換気を徹底。カウンターにアクリル板を設置し、行列ができる場所には「立ち位置」を指定。来館者が使用する端末等は、一定時間ごとに職員がアルコール消毒液で拭拭。行事を行う際は、参加人数の制限、マスクの着用や透明パネルによる仕切りの設置を行ったうえで実施。

(博物館)

中止となったコートールド美術館展やボストン美術館展等の代替の特別展として「つなぐ展」を開催し、キャッシュレス決済や予約システムなど、感染防止につながる新たな取組みを導入。

(王子動物園)

事前申し込み・抽選による入園制限を実施。施設再開当初は神戸市内在住の方を対象を限定し、徐々に兵庫県内在住・県外在住の方へと対象を拡大。令和2年7月13日からは、対象者の限定を解除し、令和2年9月28日からは事前申し込みなしでも入園可能とした。

(都市公園)

感染再拡大（リバウンド）を防ぐため、花見は宴会抜きで行うことを呼びかけることとし、都市公園の花見客に対し、飲酒は控えたうえで、長時間の滞留は避けて、短

時間で鑑賞するように要請。さらに、前年と同様に、生田川公園や宇治川公園などに例年設置していた花見期間中の仮設トイレやごみ集積所の設置を取りやめるとともに、しあわせの村や生田川公園の桜の夜間照明も中止。

(地域福祉センター)

飛沫感染のリスクが高いとされる飲食を伴う活動及び歌唱を伴う活動については自粛要請を継続した。

令和3年3月の緊急事態宣言発令解除後における施設再開後は、市民からは、施設の換気機能に対する心配の声やイベントが開催されるかどうかの問い合わせ、施設利用において連絡先記載を拒否されるケースなど、施設の再開後に様々な意見や不安が寄せられた。また、施設再開については、歓迎する声と引き続き休館を継続すべきという双方の意見があった。また、文化ホールや国際会議場、国際展示場、文化施設や体育施設等については、徐々に利用件数や利用率に回復がみられた。

令和3年4月25日に発令された緊急事態宣言により、一部の市有施設を除き閉館することとなった。その後、令和3年5月12日には、緊急事態宣言は継続されたものの、制限が緩和され、閉館していた施設を時間短縮し開館することとなった。

また、施設の利用を促進する事業として文化芸術分野において、令和2年度では、市内アーティストや施設の利用促進のため、6月は市単独事業として、100席以上の固定座席・ステージを有する市立施設について利用料の半額減免を、7月から県市協調事業として、さらに県立・民間施設を加えて、利用者の施設使用料を半額減免した際に補助金を交付する「芸術文化公演再開緊急支援事業」を開始し、両事業の最終的な実績として、合計655件の減免(補助)を行った。あわせて、ライブハウス等が時代に適応して文化芸術活動を継続していくため新たに実施する取り組みに対して、最大75万円を補助する「頑張る施設！チャレンジ事業」を開始し、最終的な実績として合計31件の補助を行った。

令和3年度には、プロのアーティストがホール等に観客を入れて行う公演を有料でWeb配信する事業に対して、有料Web配信にかかる費用は最大20万円、公演当日の施設利用料及び付帯設備料は最大30万円を補助する「①ホールを活用した有料Web配信補助事業」やライブハウスやホール等の民間の文化施設が行う新たな企画事業に対して、最大500万円を補助する「②KOBEアート緊急支援事業(舞台芸術施設支援)」、民間美術館・博物館等が新たに企画・提案する顧客創出につながる事業に対して、最大50万円を補助する「③KOBEアート緊急支援事業(ミュージアム支援)」、民間映画館が新規顧客獲得に向けて実施する新規事業に対して、最大150万円を補助する「④KOBEアート緊急支援事業(映画館支援)」を行っている。

コロナ禍において、新しい生活様式を踏まえた一つの開催形式として、現地とオンラインの両方で参加できるハイブリッド形式の会議の需要が高まっていることを踏まえ、令和3年度予算において「ハイブリッド会議開催助成」を実施し、会議の主催者の負担

軽減をはかるとともに、神戸国際会議場等の施設の利用促進の取り組みを行っている。

### (キャンセル料に係る対応)

令和2年3月以降の休館により施設の利用予定をキャンセルした場合の取扱いについては、キャンセル料は不要とし、利用料金の返金を行った。

また、令和2年5月31日までに予約したもので、同年6月30日までに施設の利用制限を理由にキャンセルした場合についても、キャンセル料は不要とし、利用料金の返金を行った。当該取扱いは6月1日付で各施設に周知されたが、緊急事態宣言が解除されてから数日が経過しており、取扱いに関する通知が発出されるまでの期間、利用者からの問合せ等に対する対応に苦慮した。また、先行きの見えない状況下において、イベント主催者が6月30日までに1年後のイベントも含めすべて判断しなければならず、もっと検討する時間が欲しいという要望が寄せられた。

令和3年1月14日以後の緊急事態宣言発令についても、20時以降の利用及び収容率50%超の利用にかかる自粛要請についてキャンセル料は不要とし、利用者がすでに払った料金は返金することとした。

引き続き、令和3年4月5日以降のまん延防止等重点措置実施区域指定や緊急事態宣言発令等により利用制限を実施する施設については、対応方針に基づく利用制限に応じたキャンセルについて、キャンセル料を不要とし、利用者がすでに払った料金は返金することとした。

なお、指定管理者に対しては、キャンセル料相当分のほか、休館期間の指定管理業務に係る必要経費の補填を行っている。

【参考】主要施設の利用状況（令和2年6月～令和3年10月）

(令和2年度)

施設	利用件数（前年度利用件数）									
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
文化ホール	0	11	19	17	26	31	28	24	20	12
	(49)	(55)	(58)	(41)	(54)	(53)	(49)	(41)	(21)	(12)
国際会議場	9	10	10	40	14	42	67	18	17	13
	(71)	(35)	(18)	(35)	(26)	(33)	(23)	(9)	(20)	(8)
国際展示場	2	3	4	8	17	24	33	8	8	8
	(27)	(17)	(7)	(11)	(21)	(27)	(10)	(8)	(13)	(1)
文化 C・生田文化 会館・葺合文化 C	2,601	4,400	4,351	4,781	6,611	6,430	5,443	5,267	5,385	5,745
	(8,955)	(7,686)	(6,683)	(6,894)	(7,832)	(8,184)	(7,304)	(7,222)	(7,944)	(741)
王子 SC・中央体育 館・地区体育館	1,864	2,263	2,203	2,391	2,672	2,542	2,474	2,491	2,113	2,492
	(2,252)	(2,444)	(2,326)	(2,332)	(2,417)	(2,371)	(2,350)	(2,417)	(2,058)	(286)

(令和3年度)

施設	利用件数（前年度利用件数）						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
文化ホール	20	16	17	46	34	30	39
	(6)	(0)	(0)	(11)	(19)	(17)	(26)
国際会議場	11	10	32	75	9	8	38
	(3)	(0)	(9)	(10)	(10)	(40)	(14)
国際展示場	7	3	8	22	8	4	13
	(0)	(0)	(2)	(3)	(4)	(8)	(17)
文化C・生田文化 会館・葺合文化C	5,479	2,317	6,448	6,480	6,666	6,658	7,098
	(0)	(32)	(2,601)	(4,400)	(4,351)	(4,781)	(6,611)
王子SC・中央体育 館・地区体育館	2,058	1,296	2,479	2,585	2,515	2,492	2,176
	(9)	(0)	(1,864)	(2,263)	(2,203)	(2,391)	(2,672)

【参考】文化・スポーツ等の主なイベントの対応（令和2年6月～令和3年9月）

開催月	イベント名	対応
6月	サッカー日本代表選（ワールドカップ予選）	延期
7月	サッカー日本代表選（U-23）	中止
	ラグビー日本代表戦（ノエビアスタジアム神戸）	中止
8月	神戸市総合体育大会（15競技）※11月まで	中止
	第33回全日本高校・大学ダンスフェスティバル	中止
	アジア・フルーツコンgres	中止
9月	神戸2021世界パラ陸上競技選手権大会1年前イベント	延期
10月	第50回みなとこうべ海上花火大会	中止
11月	第10回神戸マラソン	延期
12月	神戸ルミナリエ	中止
2月	南京町春節祭	アーカイブで開催
5月	第50回神戸まつり	延期

## **(2) イベントの中止・延期**

### **(成人お祝いの会)**

令和3年神戸市成人お祝いの会は、感染症対策を講じて開催できるよう努めてきたが、感染が急拡大しており緊急事態宣言の発令を知事が要請することとなった状況を鑑み、やむを得ず延期を決定した。

また、延期後の日程として5月の開催を予定していたが、新規感染者の増加によりコロナ受入れ病床がひっ迫し、緊急事態宣言の発令を知事が要請すると決定されたことを受け、再延期することとした。

#### **【概要】**

- ・当初の予定：令和3年1月11日（月・祝）ノエビアスタジアム神戸  
→1月8日（金）に延期を発表。
- ・延期後の予定：令和3年5月3日（月・祝）ノエビアスタジアム神戸  
→4月21日（水）に再延期を発表。
- ・再延期後の予定：令和3年12月12日（日）ノエビアスタジアム神戸

当初は1月11日に開催できるよう、間際まで準備を進めてきたところ、感染急拡大より、急きょ、延期を決定した。その結果、新成人をはじめ、ご家族や多くの関係者の皆様にご迷惑をおかけすることになった。

特に、情報発信においては、①3日後の開催を目前としたタイミングでの発表であったこと、②対象者・参加予定者に即時にダイレクトに発信する手段がなかったこと、③SNSでの拡散や報道が先行したこと、という3つの要因が重なり、情報が断片的となり、混乱を招いた。

これらもふまえ、5月3日については、新型コロナウイルス感染症対策に関する注意事項や、式典に関するお知らせなどを効果的にタイムリーに広報・呼びかけできるよう、事前にLINEまたはWebによる登録をお願いすることとした。その結果、約6,000人の登録者（参加予定者）に一斉に再延期をお知らせすることができたため、発表前後の問い合わせはかなり抑制された。

再延期後の式典については、ワクチン接種の進展や医療提供体制の充実が図られてきているところではあるが、入場時の検温・消毒やマスクの常時着用、居住区ごとの2回制（入れ替え制）をはじめとする三つの密への対策等、基本的な感染防止対策を維持・徹底することにより、安全・安心な式典の開催をめざす。

## **(3) 港湾関係**

### **(クルーズ客船の運航再開までの動き)**

<クルーズ船受入再開に向けた動き>

海外との往来が規制され、緊急事態宣言下で国内旅行も控える社会状況の中において、

将来どこかの時点で船社が国内クルーズを再開するときに来ることを見越しつつ、神戸港にとっていかに安全な受入れを実現するのか、4月から課題の洗い出しと保健所との意見交換、5月からは日本籍船社の対策検討状況等に関する情報交換及び協議に取り組んできた。

令和2年9月18日には国土交通省監修、(一社)日本外航客船協会が策定した「外航旅客船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」と(公社)日本港湾協会が策定した「外航旅客船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が公表され、同時に神戸港クルーズ客船ターミナル等における感染症対策のあり方を保健所のアドバイスのもとでまとめた。

#### <クルーズ客船ターミナルと船社の感染症対策と広報>

神戸港ではクルーズ客船が運航を再開するにあたり、ターミナルにおいて、人の手が触れる部分を中心に抗菌・抗ウイルスコーティングを実施、乗客と見物客等の動線が交わらないよう分離、出入り口には高精度サーモグラフィを設置したほか、ターミナルの感染防止対策や新しい動線を利用者がイメージできるように、職員が手作りで動画を作成してホームページ等で公開するなどの対策を講じ、船社から他港と比べて感染症対策をとりやすく利用しやすいと評価されている。

また、客船を運航する各船社は、運航再開にあたり、乗客定員を半分程度に減らすほか、乗船前に乗客・乗員のPCR検査、船内では医師によるPCR検査が実施できる体制を構築するなど高度な感染防止対策を講じた。神戸港ではこうした船社の対策を、ターミナルの対策と合わせて市民にご理解いただけるように、わかりやすいイラストを作成し、動画と同様に市ホームページ等で公開した。市民だけでなく船社、船舶代理店、旅行会社や他港の港湾管理者等からもわかりやすいと好評であった。

#### <営業航海再開前の合同訓練実施>

営業航海再開前に船内感染者発生を想定し、船社、保健所、港湾管理者の合同訓練を実施するべく、日本籍船社3社と協議を進めた。令和2年10月9日に令和2年度神戸港保安委員会で、ガイドラインの概要とクルーズ船の再開に向けた動きについて関係者に情報共有を行ったうえで、神戸港保安委員会メンバーの視察下で、船社・保健所・港湾管理者の3者合同訓練をポートターミナルで実施した。

3隻ともに訓練を実施、かつ保健所による船内査察の実施に加え、船内で感染が発生した想定のある臨場感ある訓練を実施したのは全国で神戸港のみである。

○対象船：飛鳥Ⅱ

訓練日時：令和2年10月20日(火)12:30頃

訓練内容：乗客1名、濃厚接触者2名が発生したことを想定し、情報連絡体制(船社から第一報)と保健所調査・搬送等を訓練

○対象船：にっぽん丸

訓練日時：令和2年10月30日（金）13:30頃

訓練内容：日本人乗組員1名、濃厚接触者3名が神戸港への回航中（乗客なし）中に発生したことを想定し、情報連絡体制（代理店から第一報）と保健所調査・搬送等を訓練

○対象船：ぱしふいっくびいなす

訓練日時：令和2年11月17日（火）10:00頃

訓練内容：外国籍乗組員（重症）1名と濃厚接触者3名（検査後、1名陽性（軽傷））が神戸発着のワンナイトクルーズ航海中に発生したことを想定し、情報連絡体制（本船から第一報）と保健所調査・搬送等を訓練

この訓練及び運航再開は、事前に丁寧に報道関係者に情報提供を行ったこともあり、多くのメディアに報道され、広く市民に知っていただくことができた。訓練実施により、運航及び受入れ体制の確認ができたことから、飛鳥Ⅱとにつぼん丸が令和2年11月2日から、ぱしふいっくびいなすが令和2年12月5日から営業運航を再開した。

<日本籍船の船内に持ち込ませないための感染症対策について>

日本籍客船3社は、船舶のガイドラインでは実施を求められていないが、自主的に乗船客全員に住所地において事前のPCR検査を実施している。さらに令和3年10月15日神戸発のクルーズより、住所地での事前検査に加え、客船ターミナルにおいて再度検体採取を行い、検査を実施している。保健所とは常に連携を密にしており、検査方法等についてもアドバイスをいただいている。

<クルーズの安全対策PRイベント等の実施>

日本籍船による国内クルーズが運航と休止を繰り返す中、令和3年7月20日より特設Webサイトを開設し、クルーズ船と港の安全対策等について情報発信をしており、9月17日には神戸新聞に感染症対策の紹介を中心とした紙面広告を行った。また、緊急事態宣言下ではあったが、施設の入場制限などの感染症対策を講じながら、9月18日から9月26日に、神戸海洋博物館を中心とした企画展示やスタンプラリーを実施し、神戸海洋博物館の企画展は約3,700名に会場いただいた。

<外航クルーズの再開について>

外国籍船による外航クルーズの再開については、入国規制の緩和やガイドラインの新たな策定が必要な状況であるが、今後を見据えれば、検疫所、入国管理局、税関等関係機関と連携を密にし、外国籍船社の動向に注視しながら、対策の検討を進めていく必要がある。

#### **(4) 市バス・地下鉄**

##### **(運輸業界のガイドラインに沿った感染予防対策)**

市バス・地下鉄では、利用者の感染防止と輸送事業の安定的な継続のため、それぞれの関係業界が策定した感染予防ガイドライン(\*)に沿って、車両や駅の設備等での感染予防対策、職員の健康管理等の措置を講じている。

市バス・地下鉄ともに車両清掃の際、つり革や手すりなど車内の消毒をしているほか、地下鉄の駅構内では、利用者が直接手で触れる箇所を定期的に消毒している。令和2年8月12日には駅の券売機・精算機のタッチパネル部分に抗菌フィルムを貼付した。

特に利用が多い三宮駅・名谷駅・西神中央駅から、駅窓口へのアクリル板設置を開始するとともに、足形ステッカーを貼付して列が生じる場合に間隔を空けて並んでいただくよう案内する措置を講じた（その後アクリル板の全駅設置を完了）。

また、車内の換気のため、バス・地下鉄とも車両の一部の窓を開けた状態での運行を継続している。天候によっては寒暑、あるいはほこりの侵入や騒音等に関する意見をいただくこともあるが、運行中の換気について、概ね理解されているものと考えている。

このほか、市バスでは運転席に近接する座席の使用を停止する措置を実施している。令和2年4月20日から開始し5月24日をもって一旦終了していた措置だが、感染者の再増加や運転士の罹患が生じたことから、より安心してご乗車いただくための措置として、7月24日に再開したものである。

今後も、乗務員・駅務員をはじめとする職員の感染予防、健康管理を含め、ガイドラインに沿った基本的な予防対策を継続していく。

\*「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第5版）」

(令和3年6月4日 公益社団法人日本バス協会)

\*「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン

(第2版)」

(令和2年7月8日 鉄道連絡会)

##### **(車両の抗ウイルス加工)**

市バス・地下鉄ともに、令和2年12月中旬から翌年2月中旬にかけて、全車両に抗ウイルス・抗菌加工を行った。

市バス全515両（現在は全517両）及び地下鉄43編成全238両（西神・山手線28編成／168両、北神線5編成／30両及び海岸線10編成／40両）の手すり、つり革のほか、座席シート、窓、壁面等に抗ウイルス・抗菌効果のある薬剤を噴霧及び塗布した。人体への悪影響はなく、ウイルスの増殖を抑え感染力を弱める効果が概ね5年間持続する薬剤を使用した。これは他の交通事業者にも相次いで採り入れられた対策である。

交通局では、抗ウイルス・抗菌加工の実施をメディアやホームページを通じて広報するとともに、車両には乗客に安心して乗車いただけるよう加工済であることを示すステッカーを掲示している。

## (夜間の外出自粛を促す取組み)

### ア. 第3波への対応

令和2年末頃から感染拡大傾向が続き、2度目の緊急事態措置が実施されたのに伴い、夜間の外出自粛を呼びかけることを目的として、市バス・地下鉄で、夜間の一部減便を実施した。

減便により、緊急事態措置の適用による利用者の減少の程度を超えて輸送容量を縮減してしまうと、車内に過密な状態を生じることになる。減便の程度については慎重に検討する必要があった。

まず、市バスでは、令和3年1月22日から3月31日にかけて、概ね200本/日以上主要系統の路線（下記参照）で、平日、土曜・休日とも22時以降の便数を3割程度減らして運行した。

- ・2系統 JR六甲道・阪急六甲～元町1丁目（三宮神社）
- ・7系統 市民福祉交流センター前・三宮駅前～神戸駅前
- ・16系統 阪神御影・JR六甲道～六甲ケーブル下
- ・64系統 三宮駅ターミナル前～神戸北町
- ・92系統 石屋川・石屋川車庫前～元町1丁目（三宮神社）

市バスの減便運行は、感染拡大に伴う利用状況の変化に対応したダイヤ改正（4月1日改正）を行うまで継続した。なお、ダイヤ改正により、前述の主要系統の路線では平均6%程度の本数削減を実施した。

次に、地下鉄では、1月22日以降、

- ・西神・山手線では、平日の22時以降のダイヤを2割程度
  - ・海岸線では、平日・土休日の22時以降のダイヤを2割程度
- をそれぞれ減便した。ただし、終発便の時刻は変更していない。

第3波が収束して緊急事態措置の適用が解除された後も夜間の外出自粛要請が継続していたため、夜間減便を継続した。減便開始時は当面の措置としていたが、第4波の到来まで継続することとなった。

### イ. 第4波・第5波への対応

令和3年4月23日に兵庫県に対し3度目となる緊急事態措置の適用が決定された。

政府の基本的対処方針では、人流の抑制策の一つとして「鉄道、バス等の交通事業者に対して、平日の終電繰上げ、週末休日における減便等の協力を依頼」する旨が謳われた。同日決定された兵庫県対処方針にもほぼ同文が盛り込まれ、県内交通事業者に対し、緊急事態措置の実施期間中における平日の終電の繰上げ、週末休日の減便などに協力するよう求める旨の要請が行われた。

兵庫県からの要請を受けて、まず、市バスについては、主要系統（下記参照）の土日祝日ダイヤを4月1日のダイヤ改正前に比較して概ね2割程度減便した。また、森林植物園への25系統について土日祝日ダイヤの半数の便を、摩耶ケーブル下・六甲ケーブル

ル下への急行便の全便については平日も含め運休した。これらは、ゴールデンウィークに入る4月29日から、第5波における緊急事態宣言が解除された10月1日までに亘り継続した。なお、25系統については、森林植物園の再開に伴い、5月9日で減便を終了した（例年実施しているあじさい期間の増便は実施していない）。

- ・2系統 JR六甲道・阪急六甲～元町1丁目（三宮神社）
- ・7系統 市民福祉交流センター前・三宮駅前～神戸駅前
- ・16系統 阪神御影・JR六甲道～六甲ケーブル下
- ・36系統 阪神御影・JR六甲道～鶴甲団地
- ・64系統 三宮駅ターミナル前～神戸北町
- ・92系統 石屋川・石屋川車庫前～元町1丁目（三宮神社）
- ・25系統 三宮バスターミナル～森林植物園前
- ・急行 三宮駅ターミナル前～摩耶ケーブル下
- ・急行 JR六甲道～六甲ケーブル下

次に、地下鉄西神・山手線では、4月28日から、平日の最終便を約30分（西神中央駅発、名谷駅行き便については約60分）繰り上げた。この平日最終便の繰上げは、第4波の収束に伴い6月18日をもって一旦終了したが、その後、第5波が到来し緊急事態措置が適用されると、兵庫県から交通事業者に対する要請に基づき、再び実施することとなった（8月23日～10月1日）。

さらに、前述の減便措置に加え、土日祝日の22時以降の夜間ダイヤを4月29日（祝）以降、2割程度減便することとした。

夜間ダイヤの減便は、夜間の人流抑制に資するために実施している措置である。緊急事態措置、まん延防止等重点措置の適用が解除された後も、兵庫県内の飲食店等に対し一定の時刻以降の営業自粛が要請されていたため、夜間減便は10月24日まで継続した。

□市営地下鉄・市バスにおける減便・終電繰上等の状況

(\*「主要系統」: 概ね 200 本/日以上 の路線など 詳細は本文参照)

	地下鉄			市バス	
	期間	西神・山手線	海岸線	期間	主要系統*
緊急事態措置 R2.04.07 〵 R2.05.21	R2.05.02 〵 R2.05.17	土休日のみ 約2割減便	土休日のみ 約2割減便	R2.05.02 〵 R2.05.17	土日祝のみ 約4割減便
緊急事態措置 R3.01.14 〵 R3.02.28	R3.01.22 〵 R3.02.28	↑ 平日のみ 22時以降 約2割減便 ↓	↑	R3.01.22 〵 R3.03.31	平・土日祝 22時以降 約3割減便
まん延防止等重点措置 R3.04.05 〵 R3.04.24	R3.04.28 R3.04.29 〵 R3.06.18			平日終電 約30分 繰上げ	
まん延防止等重点措置 R3.06.21 〵 R3.07.11	R3.06.21 〵 R3.07.11	平・土休日 22時以降 約2割減便	平・土休日 22時以降 約2割減便		↑ 土日祝のみ 約2割減便 ↓
まん延防止等重点措置 R3.08.02 〵 R3.08.19	R3.08.02 〵 R3.08.22			R3.08.20 〵 R3.09.30	
緊急事態措置 R3.08.20 〵 R3.09.30	R3.08.23 〵 R3.10.01	平日終電 約30分 繰上げ		〵 R3.10.01	
	R3.10.02 〵 R3.10.24				

(ワクチン接種会場への無料シャトルバス)

ワクチン接種を迅速に進め、発症・重症化予防を図るため、産学官の連携によりノエビアスタジアム神戸に大規模ワクチン接種会場が開設された。特にワクチン接種の初期は高齢者等が接種対象とされていたことから、接種会場へのアクセス利便の向上が不可欠であり、交通局では、円滑なワクチン接種の進捗に寄与するため、路線バスの車両を活用して、主要駅と会場とを結ぶ臨時バスを運行した。

令和3年5月31日に運行を開始した際は、兵庫駅前と新長田駅前からそれぞれ38便

／日、合計 76 便／日を運行していたが、6月6日には兵庫駅前→新長田駅前→接種会場という循環運行に変更し、約 10 分間隔で 55 便～56 便／日を運行した。

運行開始から 10 月までの利用者は往復の合計で延べ 250,399 人となり、ワクチン接種者 351,277 人の概ね 36%に利用されたことになる。

### (職員への積極的検査体制の確保)

令和 3 年 7 月末頃から全国的に感染者数が増加し、8 月 2 日に兵庫県にまん延防止等重点措置が適用されるなか、8 月中旬に相次いで職員の感染が判明した。

平素より、職員は基本的な感染防止対策をとっているため濃厚接触は認められないが、感染者とともに宿泊勤務をしていた者などに対しては、万一に備え自宅待機の指示、PCR 検査の受検の勧奨などの対応をとることとした。しかし、自宅待機者が増えるにつれ、業務に支障を生じたり、ひいては運行に影響を及ぼす可能性が懸念された。

時期を同じくして、8 月 13 日に政府より「職場における積極的な検査の促進について」の通知が出され、8 月 18 日には国土交通省近畿運輸局より職場における抗原検査簡易キット等を活用した検査の実施に積極的に取り組むよう文書で依頼があった。さらに、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の対処方針にも同じ内容が盛り込まれた。

これらを受けて、交通局では、職場において積極的に検査を実施できる態勢の構築を図った。具体的には、拠点的な事業場毎に一定数の抗原検査簡易キットを配置し、感染時と似た症状が勤務中に発現した場合、すぐに検査し得るようにした。職場での感染を早期に発見して感染拡大の防止を図るとともに、職場内で感染者が発生した場合も、積極的に検査を行うことで職場の体制を確保し、公共交通機関の運行を守ることを目的とした措置である。さらに、職場内で感染患者が発生した場合など、必要に応じて PCR 検査の受検を指示できることとした。

### (広報)

令和 2 年 6 月 4 日以降、交通局のホームページに朝・夕のラッシュ時の地下鉄車内の混雑状況の目安を掲載(週 1 回更新)している。主要駅間の混雑状況を 5 段階に色分けして表示しており、時間毎、区間毎の状況を確認できるようにしている。より空いた時刻の列車の利用を選択していただけるようにすることで、時差通勤の促進に資することが目的である。

また、乗務員や窓口職員の感染が判明した際には、陽性確認と同時にメディア及び市のホームページ、掲示物を通じ、

- ・感染が確定した日・感染者が生じた所属
- ・営業への影響の有無あるいはその内容
- ・感染判明前後の車両や設備等の消毒その他の措置
- ・濃厚接触者や健康観察者の有無、お客様への感染機会の有無

などの情報を広報している。

利用者への感染予防対策には万全を期しており、感染拡大の可能性は極めて低いですが、不安を感じる方に自身で行動を選択いただけるようにするため、個人情報の保護に留意しながらも提供可能な情報を公表している。

一方、感染予防対策の迅速な実施と、その適時な広報とを両立させることには困難を伴った。例えば、いわゆる第4波の到来にあたり、兵庫県に緊急事態措置が適用された際、政府方針に終電時刻の繰上げや休日減便に関する内容が盛り込まれていることが判ると、できる限り早くこれらの措置を実施に移すべく努めた。しかし、施策の実施を急げば、利用者への事前告知のための時間が十分に確保できない。

このため、市バスでは、令和3年4月24日（土）の本部員会議で感染予防対策が正式に決定された後、まず4月25日（日）に具体的な内容を掲載しないまま、減便の実施だけを告知する掲示を行い、次いで、具体のダイヤが確定した後に再度掲示をやり直すこととした。また、地下鉄でも、運行計画の変更への対応、利用者への告知、駅施設が併存する建築物の関係者との調整などを短時間のうちに実施することとなった。

市バス・地下鉄を安心してご利用いただくため、必要な対策を講じていることを効果的に広報する手法については研究していかなければならない。

このほか、ワクチン接種の開始以降、市バスの回送車両の車外行先表示器を用いて、インターネット予約を推奨する旨のPRを実施している。掲出できる文字数が少ないため伝達できる情報は限定的だが、日常生活の中で繰り返し目にされることが重要だと考えている。